

事 務 連 絡
平成21年3月25日

各都道府県消防防災主管部 殿
東京消防庁・各指定都市消防本部 殿

消 防 庁 予 防 課

「社会福祉各法に法的位置付けのない施設・共同住宅を利用する生活保護受給者の防火安全体制の確認について」（社援保発第0325001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）について

社会福祉各法に法的位置付けのない施設・共同住宅を利用する生活保護受給者の防火安全体制の確認について、厚生労働省社会・援護局保護課長から各都道府県民生主管部局長等あて別添のとおり通知されましたので、参考として送付いたします。

民生部局から消防機関に対し、消防法令の違反又はその疑いについて情報提供がなされた場合には、適切に対応されるようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知をお願いします。

担当

消防庁予防課 村井、塩谷、永瀬

電 話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

社援保発第0325001号
平成21年3月25日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長



社会福祉各法に法的位置付けのない施設・共同住宅を利用する生活保護受給者の防火安全体制の確認について

平成21年3月19日深夜、群馬県渋川市の高齢者が入居する施設において火災が発生し、現在までに10名の入居者が死亡するという痛ましい事故が発生した。本施設には生活保護受給者が多く入所しており、罹災した者のほとんどが生活保護受給者であったところである。また、本施設は社会福祉各法に法的位置付けのない施設であり、防火安全体制が十分な状況でなかったことが指摘されているところである。

こうした状況にかんがみ、今般、別添1のとおり厚生労働省老健局振興課において、未届の有料老人ホームに対する届出促進及び防火安全体制等の緊急点検について、各自治体に通知されたのでご了知願いたい。

また、生活保護受給者が利用する社会福祉各法に法的位置付けのない施設・共同住宅については、下記のとおり防火安全体制の確認を行うよう管内実施機関に周知願いたい。

記

- 1 生活保護受給者が社会福祉各法に法的位置付けのない施設・共同住宅を利用する場合は、利用する前に当該施設等における住環境や処遇等に加えて、今後、消防用設備等の状況や避難通報体制等の防火安全体制についても確認されたい。
- 2 生活保護受給者が当該施設等を既に利用している場合は、当該施設等の事業者に対する聞き取り又は通常の訪問調査を通じて、防火安全体制についても確認されたい。
- 3 防火安全体制の確認に当たっては、別添2とおりに消防庁予防課より通知が発出されているので、これを参考にするとともに、生活保護法に限らず、法令に違反すること又はその疑いがあることを発見した場合には、所轄の消防署等の当該法令を所管する関係機関に情報提供されたい。

老振発第0323001号
平成21年3月23日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

未届の有料老人ホームの届出促進及び防火安全体制等の緊急点検について

去る3月19日夜、群馬県渋川市の高齢者が入居する施設において火災が発生し、本日現在10名の入居者が死亡するという痛ましい事故が発生した。高齢者が入居する施設において火災が発生した場合には、甚大な被害につながるおそれがあり、それを未然に防止することが必要である。

また、群馬県によれば、当該施設は有料老人ホームに該当する可能性がある施設として実態を調査中であったが、老人福祉法に基づく届出は行われていなかったとの報告を受けている。

こうした状況にかんがみ、下記の通り有料老人ホームに該当する施設の届出促進及び防火安全体制等の緊急点検を行うとともに、適切に指導を行うようお願いする。

記

1 未届の有料老人ホームの届出促進

現に把握している有料老人ホームに該当しうる施設であって老人福祉法に基づく届出が行われていないもの（以下「未届施設」という。）について、早急に実態把握を行い、有料老人ホームに該当する場合には、早急に届出を行うよう当該施設の設置者を指導していただきたい。

この場合においては、「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について」（平成19年3月20日付け厚生労働省老健局計画課長、振興課長通知。別添1参照。）を踏まえ、未届施設の解消が重要であることから、有料老人ホームに該当する場合にはまず届出を行った上で、適切な運営が行われるよう指導していただきたい。

2 未届施設の防火安全体制及び処遇状況等の緊急点検

未届施設の実態把握等と合わせて、当該施設における消防用設備等の状況や避難通

報体制等の防火安全体制について点検するとともに、入居者に対する処遇の状況等について確認されたい。

この場合において、防火安全体制や入居者に対する処遇等について不適切と認める場合には、必要な指導を行われたい。

点検に当たっては、総務省消防庁予防課長及び国土交通省住宅局建築指導課長より別添2、別添3のとおり通知が発出されているので、消防部局及び建築部局等とも十分に連携を図った上で点検を行うとともに、他部局が所管する法令について違反又はその疑いを発見した場合には、当該所管部局に速やかに情報提供されたい。

3 結果の報告

1の未届施設の件数については、平成21年3月27日（金）までに別紙1により報告されたい。

また、1の指導及び2の緊急点検の結果については、平成21年4月30日（木）までに別紙2により報告されたい。

都道府県名 _____

未届施設の件数等について

1 平成 19 年 2 月 26 日時点の未届施設数 _____ 件

2 現在の施設数

	施設数	定員数
有料老人ホームの届出済み施設	件	人
うち平成 19 年 2 月 26 日時点の未届施設	件	人
現に把握している有料老人ホームに該当する施設 であって届出が行われていないもの (未届施設) (A)	件	
うち平成 19 年 2 月 26 日時点の未届施設	件	

都道府県名 _____

未届施設の緊急点検・指導の結果

1 未届施設に対する届出の指導状況

		施設数
未届施設（別紙 1 の A 欄の施設数）		件
有料老人ホーム該当施設		件
有料老人ホーム の届出済み施設		件
届出指導中施設		件
非該当		件

2 防火安全体制及び入居者の処遇等に関する指導件数

		施設数・主な指導内容
未届施設（別紙 1 の A 欄の施設数）		件
防火安全体制に関する指導件数		件
主な指導内容		
入居者の処遇等に関する指導件数		件
主な指導内容		

(別添1)

老計発第0320001号

老振発第0320001号

平成19年3月20日



各都道府県民生主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局計画課



振興課長



有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について

平成18年4月の改正老人福祉法の施行により、有料老人ホームの定義が改正され、人数要件の撤廃やサービス提供要件の見直しが行われたが、これに関し、平成18年3月13日及び平成19年2月19日に開催した「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」並びに平成18年6月20日に開催した「全国有料老人ホーム・特定施設担当者会議」において、累次にわたり該当施設の情報収集と届出の促進、適切な指導監督を求めてきたところである。

こうした中、先般、千葉県下の施設で入居者の身体拘束等が疑われる事案が発生し、これと合わせて全国的に有料老人ホームの届出手続が進んでいない実態が見受けられた。このことは、これまで培ってきた有料老人ホーム行政への信頼を揺るがしかねない事態であると考えられる。

このため、有料老人ホームの届出促進等について総合的な取り組みを進めることとし、あらためて下記のとおり関係方面と協力して取り組む事項及び留意事項をまとめたので、これらを踏まえ、的確に実施していただくようお願いする。

なお、管内市区町村に対してこの旨を周知するとともに、都道府県と市区町村の連携体制を構築し、一体となって取り組んでいただくよう重ねてお願いする。

記

I 施設の把握と届出の促進

1 施設把握状況及び届出状況の公表

このたびの事案を踏まえ、あらためて平成19年2月26日時点での有料老人ホーム該当施設(以下「対象施設」という。)の把握状況及び届出状況について報告をお願いしたところである。これについての集計の結果は別紙のとおりである。

2 未届施設に対する届出の促進

有料老人ホームに該当するものとして存在を把握しつつも届出が進んでいない施設（以下「未届施設」という。）が多数報告されているが、これらについては再度届出励行に努められたい。

具体的な事例として、①該当する未届施設の設置者を集めて制度全般や手続に関する説明会を開催する、②届出重点指導期間を設定し届出を促進する、等の取り組みを行われたい。

そして、度重なる指導、催告にも関わらず、届出を拒否するような未届施設の設置者に対しては、罰則の適用も視野に入れるなど、法律の的確な施行に努められたい。

なお、届出をしなければ有料老人ホームに当たらないのではなく、有料老人ホームの定義に該当すれば届出をしなければならないこと、また、仮に届出がなくても有料老人ホームに該当すれば老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく立入検査や改善命令の対象となることに留意されたい。

3 未把握施設に対する実態把握の促進

(1) 出先機関の有効活用

対象施設であって未だ把握されていない施設（以下「未把握施設」という。）についてさらなる把握を推進するためには、本庁職員の取り組みだけでは限界がある。現に、出先機関が入手した情報を活用して対象施設の把握が進捗している事例も見受けられる。本庁だけでは困難な施設の実態把握については、より現場に近い出先機関を有効に活用していただきたい。

(2) 市区町村との情報交換ネットワークの構築

(1)と同様、対象施設の把握推進に当たっては市区町村の協力も不可欠である。既に各都道府県では市区町村に協力を呼びかける取り組みが行われているが、協力関係を緊密にするためには、都道府県と市区町村の情報交換ネットワークを確立する必要がある。例えば、市区町村においても連絡窓口の特定を依頼し、当該窓口において地域包括支援センターや福祉団体等関係団体、あるいは市民から寄せられる情報の一次的収集を行うとともに、収集された情報は情報交換ネットワークを通して都道府県の担当窓口へ遺漏なく伝達されるようにするなど、体系的な取り組みを行われたい。

(3) 地域包括支援センターの活用

地域包括支援センターは、高齢者の生活を支えるため、地域における総合的なサービスネットワークの構築、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントを主な業務としており、身近なところで高齢者に関する様々な情報を収集することが可能である。このため、地域包括支援センターのスタッフが直接入手した情報や地域包括支援センターに寄せられた対象施設に関する情報が、直接又は市区町村を介して都道府県担当窓口へ確実に届くようにし、地域包括支援センターからの対象施設に関する情報を有効に活用されたい。

(4) 関係団体等からの情報の活用

未把握施設の実態把握については、訪問介護事業を行う事業者や民生委員など地域の情報ネットワークからの情報を活用することが有効であると考えられる。このため、今般、有料老人ホーム設置者団体のみならず、介護サービス事業者団体、福祉団体等にも情報提供を要請したところである。こうした民間からの情報を広く集められるよう、貴部局における担当窓口の連絡先を関係団体等に対して明確化しておくとともに、直接又は市区町村を介して寄せられる関係団体等からの情報を看過せず、迅速な対応を行われたい。

(5) 虐待に関する通報への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)では、養護者や養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、市区町村に通報することになっている。市区町村が受けた通報を一過性のものとせず、市区町村と都道府県の緊密な連携を徹底し、事実確認を行い、当該通報に係る施設が有料老人ホームに該当する場合は老人福祉法に基づく適切な対応を、該当しない場合であっても高齢者虐待防止法に基づき関係機関と連携し必要な対応を行われたい。

なお、高齢者虐待に関する対応については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(平成18年4月老健局)を参照されたい。

4 担当窓口の明確化

市区町村や関係団体、市民に情報提供を呼びかけるに当たっては、有料老人ホームに関する情報がある場合に都道府県のどの部局に情報を提供すれば良いのか、情報受付窓口を対外的に明確化しておく必要がある。このことにより情報を一元的に集約し、迅速に対応することが可能となる。このため、有料老人ホームに関する情報受付窓口を設定し、電話番号、ファックス番号及び専用アドレスなどの連絡先を対外的に明示し、情報収集を促進されたい。

II 入居者保護の徹底

1 有料老人ホーム指導監督体制の強化

先般の老人福祉法の改正では、有料老人ホームの定義を拡大するとともに、入居者保護の充実を図るため、立入検査権を付与するなど都道府県の指導監督権限を強化したところである。これを踏まえ、従来以上に指導監督体制の確保が求められるところであるが、有料老人ホームの専任職員を配置している都道府県は少ないのが実情である。

介護保険法施行後の数年来の傾向をみても、有料老人ホームの数は急速に増加してきており、今後、高齢化の一層の進展とともに、有料老人ホームがさらに増加することも予想される。

体制不備を理由として対応が後手に回ることがないように、専任職員の配置に努めるなど、有料老人ホーム指導監督体制の強化を図っていただきたい。

2 入居者保護の徹底

有料老人ホームの把握、届出を行うことのみが目的ではなく、同時に、質の向上にも努めなければならない。とりわけ、小規模な施設を運営している設置者に対しては組織的に情報が届きにくく、入居者の処遇について専門的知識や情報、十分な理解がないまま運営し、結果的に身体的虐待や心理的虐待など不適切な処遇が行われている場合もあると考えられる。このため、虐待等の通報に基づく事後的な対応のみならず、虐待等を未然に防止するための取り組みを行うことが必要である。

具体的には、①有料老人ホーム設置者に対する必要な情報提供と指導、②計画的な訪問指導の実施、③有料老人ホーム職員に対する研修会の開催、④都道府県が実施する身体拘束廃止や権利擁護に関する研修の受講要請、等の取り組みが考えられるところであり、都道府県独自の取り組みも合わせつつ的確に実施されたい。

(別紙)

○有料老人ホーム数について

(平成19年2月26日現在)

	都道府県	(1) 有料老人ホーム届出済数 (既に開設しているもの)		(2) (1)のうち、17年度までは 有料老人ホームの定数に該 当せず届出がなかったもの	(3) 有料老人ホームの定数に 該当するが、まだ届出がな されていないもの(注)
		施設数	入居定員	施設数(再掲)	施設数
1	北海道	88	4,974	0	0
2	青森県	45	1,463	4	0
3	岩手県	40	382	25	0
4	宮城県	32	1,412	12	12
5	秋田県	13	390	4	2
6	山形県	39	959	10	4
7	福島県	63	1,406	56	1
8	茨城県	33	2,054	0	4
9	栃木県	9	325	0	1
10	群馬県	33	1,816	0	30
11	埼玉県	105	7,045	0	35
12	千葉県	118	10,188	1	30
13	東京都	313	21,285	0	3
14	神奈川県	265	20,740	0	43
15	新潟県	22	880	5	13
16	富山県	3	252	0	8
17	石川県	10	829	0	0
18	福井県	6	394	0	2
19	山梨県	6	456	0	0
20	長野県	41	1,203	18	13
21	岐阜県	20	725	0	1
22	静岡県	64	4,858	1	7
23	愛知県	145	7,089	0	24
24	三重県	16	667	0	13
25	滋賀県	9	938	0	1
26	京都府	10	1,396	0	0
27	大阪府	185	11,160	1	6
28	兵庫県	81	7,847	1	7
29	奈良県	16	1,594	0	0
30	和歌山県	7	378	0	0
31	鳥取県	9	453	0	1
32	島根県	11	351	3	0
33	岡山県	47	2,084	0	0
34	広島県	49	2,773	6	0
35	山口県	42	1,514	5	0
36	徳島県	8	328	0	1
37	香川県	41	1,449	0	14
38	愛媛県	27	1,176	0	0
39	高知県	11	298	1	9
40	福岡県	201	10,941	1	3
41	佐賀県	11	385	0	19
42	長崎県	39	957	13	14
43	熊本県	59	1,214	15	24
44	大分県	42	1,622	6	32
45	宮崎県	45	1,604	0	0
46	鹿児島県	22	932	0	0
47	沖縄県	12	526	0	0
	合計	2,513	143,712	188	377

※厚生労働省老健局振興課集計

注:平成19年2月26日時点で把握している数であり、都道府県によっては現存追加調査を
行っているところもあるため、この数は今後変更しうる。

有料老人ホームの届出促進等に関する取り組みについて（概要）

I 都道府県あて通知

1. 施設の把握と届出の促進

① 施設把握状況及び届出状況の公表

- 届出済件数、未届施設の把握状況の集計結果の公表。

② 未届施設に対する届出の促進

- 有料老人ホーム該当施設のうち届出が行われていないものについて、速やかに届出を行うよう指導すること。
 - ・ 設置者に対する手続に関する説明会の開催、届出重点指導期間の設定 等

③ 未把握施設に対する実態把握の促進

- 市区町村等とも連携し、引き続き該当施設の実態把握及び届出促進を図ること。
 - ・ 出先機関の有効活用、市区町村との情報交換ネットワークの構築、地域包括支援センターの活用 等
- 関係団体等が把握した情報に対して速やかな対応を行うこと。
- 虐待に関する情報を把握した市区町村との連携の徹底。

④ 担当窓口の明確化

- 都道府県における有料老人ホーム情報受付窓口を対外的に明確化し、情報収集を促進すること。
 - ・ 担当部署、電話番号、FAX番号、専用アドレス等を対外的に明示

2. 入居者保護の徹底

① 有料老人ホーム指導監督体制の強化

- 都道府県における有料老人ホーム指導監督体制の充実を図るよう要請。

② 入居者保護の徹底

- 入居者の処遇等について、法令遵守を徹底するよう指導すること。
 - ・ 設置者に対する情報提供と指導、計画的な訪問指導の実施、有料老人ホーム職員に対する研修会の開催、身体拘束廃止や権利擁護に関する研修の受講要請 等

Ⅱ (社) 全国有料老人ホーム協会への協力要請

1. 会員への協力要請

① 都道府県窓口等への情報提供

- 有料老人ホームに該当すると思われる施設がある場合には、都道府県担当窓口又は市区町村等に情報提供をするよう要請。

② 高齢者虐待に関する情報提供

- 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、市区町村の窓口に通報するよう要請。

2. 協会業務の充実

① 設置者への届出励行に関する協力

- 設置者の相談を受け付けるとともに、届出を促すよう要請。

② 協会への加入促進と会員への指導、勧告

- 協会への加入促進を図るとともに、適正な施設運営のための会員への指導等を要請。

③ 苦情相談体制の充実

- 苦情相談体制の充実及び都道府県担当部局との情報交換を要請。

④ 有料老人ホームの職員の資質向上のための研修事業の充実

- 有料老人ホーム職員の資質向上及び法令遵守のための研修事業の充実を要請。

(要請先)

特定施設事業者連絡協議会
有限責任中間法人 日本在宅介護協会
有限責任中間法人 全国介護事業者協議会
日本生活協同組合連合会
全国農業協同組合中央会
特定非営利活動法人 市民福祉団体全国協議会
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
日本介護支援専門員協会
全国民生委員児童委員連合会

Ⅲ 関係団体への協力要請

① 都道府県窓口等への情報提供

- 有料老人ホームに該当すると思われる施設がある場合には、都道府県担当窓口又は市区町村等に情報提供をするよう要請。

② 高齢者虐待に関する情報提供

- 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、市区町村の窓口に通報するよう要請。

消防予第 1 2 1 号
平成 2 1 年 3 月 2 3 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

社会福祉施設等に係る防火対策の徹底及び緊急調査の実施について

3月19日深夜に発生した群馬県渋川市の有料老人ホームの火災（別紙1参照）において死者10名、負傷者1名の犠牲者が出たことは誠に遺憾です。

当庁においては、火災発生後直ちに職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、調査を行っているところです。

今後、類似の火災の発生を防止するために、有料老人ホーム等の社会福祉施設等に対し、特に下記1の事項に留意の上、防火安全対策の徹底を図られますようお願いいたします。また、併せて下記の2及び3により関係部局と連携して緊急調査を行うようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 防火安全対策の徹底に係る留意事項

(1) 火災予防対策の徹底

ア 喫煙等の火気管理が適切になされていること。

イ 火災時において従業者による避難誘導、通報等がなされる体制が確保されていること。

ウ 自力避難困難な者が入所しているものにあつては、その状況を確認し、基準適合性を確認するほか、人数に応じて適切に避難誘導を行うことができる体制が確保されていること。

エ 階段、通路など避難経路が適切に管理されていること。

(2) 消防法施行令改正に係る指導

改正後の令別表第一(6)項口に掲げる防火対象物にあつては、4月1日から防火管理者の選任、消防用設備等の設置に係る基準が強化されていることを踏まえ、経過措置期間中のものにあつても消防用設備等の早期の設置を促進すること。

- (3) 消防法令違反等の防火安全上の不備事項が認められた場合には、重点的に改善指導を図るとともに、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずること。
- (4) 建築基準法令等他部局が所管する法令について違反又はその疑いを発見した場合は、当該法令所管部局への通報を徹底すること。

2 未届の有料老人ホームに対する緊急調査

(1) 調査対象

防火対象物の全部又は一部を消防法施行令別表第一(6)項ロ(消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)による改正後の消防法施行令(以下「改正後の令」という。)別表第一(6)項ロ及びハ)に掲げる用途に供しているもののうち、有料老人ホームであって、老人福祉法第29条による届出が未届けのもの。

なお、調査の対象については、福祉部局との情報交換等の連携等により可能な限り把握して実施すること。

(2) 調査内容

別紙の調査様式1の各調査内容について調査を行い回答願います。

なお、厚生労働省老健局振興課長から別添1のとおり、国土交通省住宅局建築指導課長から別添2のとおり調査の依頼がなされているところであり、福祉部局及び建築部局と連携を図りながら調査を行うようお願いいたします。

(3) 回答要領

ア 消防本部(東京消防庁・各指定都市消防本部を除く。)

調査様式1(※別途メールにて送付します。)に必要事項を記入の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。

イ 都道府県及び東京消防庁・各指定都市消防本部

調査様式1を活用し、管内各消防本部からの回答をひとつのシートに取りまとめ、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。

ウ その他

各都道府県及び各消防本部は調査様式をマイクロソフトエクセルにて作成し、ファイル名を「〇〇県」及び「〇〇県〇〇消防本部(局)」とし、送付願います。

(4) 備考

ア 集計の関係上、数字データについては、半角で入力し、また、調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないようお願いします。

イ 調査様式のエラーチェックについては、1項目に回答が2以上記入されている場合、記入漏れの場合、文字列入力となっていた場合等に表示されることが大半であると考えられますので注意願います。

(5) 回答期限

平成21年4月30日(木)

3 社会福祉施設等のうち入所施設に対する緊急調査

(1) 調査対象

防火対象物の全部又は一部を消防法施行令別表第一(6)項ロ(改正後の令別表第一(6)項ロ及びハ)に掲げる用途に供しているもの(利用者の入所を伴うものに限る)。

(2) 調査内容

別紙の調査様式2の各調査内容について調査を行い回答願います(1により緊急調査を行ったものも含めてご記入ください。)

(3) 回答要領

ア 消防本部(東京消防庁・各指定都市消防本部を除く。)

調査様式2(※別途メールにて送付します。)に必要事項を記入の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。

イ 都道府県及び東京消防庁・各指定都市消防本部

調査様式2を活用し、管内各消防本部からの回答をひとつのシートに取りまとめ、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。

ウ その他

各都道府県及び各消防本部は調査様式をマイクロソフトエクセルにて作成し、ファイル名を「〇〇県」及び「〇〇県〇〇消防本部(局)」とし、送付願います。

(4) 備考

ア 集計の関係上、数字データについては、半角で入力し、また、調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないようお願いします。

イ 調査様式のエラーチェックについては、1項目に回答が2以上記入されている場合、記入漏れの場合、文字列入力となっていた場合等に表示されることが大半であると考えられますので注意願います。

(5) 回答期限

平成21年5月29日(金)

なお、改正後の令別表第一(6)項ロ及びハの区分毎の総数については、様式2中当該欄のみ記入の上、平成21年4月10日(金)までに回答をお願いします。

総務省消防庁予防課

村井・塩谷・永瀬

(e-mail : d.nagase@soumu.go.jp)

電話 03-5253-7523・FAX 03-5253-7533

群馬県渋川市老人ホーム火災概要（第5報）

消 防 庁

平成21年3月23日

17時00分現在

1 発生日時等

発生日時：平成21年3月19日22時45分ごろ

覚知時刻：平成21年3月19日22時55分

鎮圧時刻：平成21年3月20日00時33分

鎮火時刻：平成21年3月20日01時14分

2 発生場所

住 所：群馬県渋川市北橋町八崎2335-9

建物名称：静養ホーム たまゆら

用 途：令別表第一（6）項ロ

3 建物概要

構 造：木造（本館、別館1、別館2）

階 数：平家建て（本館、別館1、別館2）

延べ面積：本 館：118.41㎡

別館1：188.81㎡

別館2：80.68㎡

4 死傷者等

（1）人的被害

死者 10人（男6人、女4人）

負傷者 1人（中等症 男1人 熱傷）

※ 出火当時、16名の入所者、1名の職員が建物内にいた。

（2）建物被害

本館：全焼、別館1：全焼、別館2：半焼、その他隣接建物3棟：部分焼

5 火災原因等

調査中

6 消防用設備等

消火器

7 防火管理状況

防火管理者：選任済み（平成19年4月12日届出）

消防計画：作成済み（平成19年4月12日届出）

8 最新の立入検査

調査中

9 消防庁の対応

3月20日（金）

00時45分：渋川広域消防本部から第1報受領

01時00分：渋川広域消防本部から第2報受領

消防庁第一次応急体制

08時00分：消防法第35条の3の2の規定に基づき消防庁長官の火災原因調査を発動し、消防庁職員5名を現地派遣

3月23日（月）

- ・ 各都道府県消防防災主管部長等あてに消防庁予防課長から「社会福祉施設等に係る防火対策の徹底及び緊急調査の実施について」（平成21年3月23日付け消防予第121号）を通知し、防火対策の徹底と緊急調査について依頼したところ。

国住指第4897号

平成21年3月23日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

未届の有料老人ホームに係る緊急点検について

3月19日に群馬県渋川市の老人ホームにおいて発生した火災により死者10名、負傷者1名の犠牲が出たことは、誠に遺憾である。

この火災については、現在関係当局により原因等の究明が行われているところであるが、かかる火災の被害を防止するため、消防部局及び福祉部局と連携を図りながら、下記により未届の有料老人ホームの状況について緊急に立入検査等をお願いする。

なお、貴管内特定行政庁に対して、この旨を周知するとともに、貴都道府県において貴管内特定行政庁における点検結果をとりまとめて、当職まで報告をお願いする。

記

1. 点検対象

建築基準法別表第一(イ)欄(二)項に掲げるもののうち、有料老人ホームであって、老人福祉法第29条による届出がなされていないものとする。

なお、点検対象については、福祉部局との情報交換等の連携等により可能な限り把握すること。

2. 報告事項

別記様式のとおり。

3. 報告期限

平成21年4月30日(木)時点の状況について平成21年5月12日(火)までに下記担当に報告すること。

4. その他

別添1のとおり消防庁予防課長から都道府県消防防災主管部長等あてに、別添2のとおり厚生労働省老健局振興課長から都道府県民生主管部(局)長あてに、それぞれ通知されているので、点検に当たっては、これを参考に消防部局及び福祉部局と十分に連携を図りたい。

また、1.の点検対象以外の施設についても、消防部局及び福祉部局から建築基準法令

に違反している又は違反している疑いがある旨の通報があった場合には、必要に応じて立入調査等により事実を確認の上、是正指導等を行うこと。

担 当：国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室 阿部、岡島、森川
電 話 03-5253-8111 (内線39-567、39-569)
F A X 03-5253-1630
mailto: okajima-t24m@mlit.go.jp
morikawa-t2dq@mlit.go.jp

未届の有料老人ホームに係る緊急点検結果

都道府県名

担当部課(係)名

担当者名

連絡先(電話)

メールアドレス

建築基準法令への適合状況

	件数(件)	割合(%)
「1. 点検対象」に該当するもの		
うち建築基準法令に関する違反を把握したもの		
うち是正指導を行ったもの		
うち是正済みのもの		

消防予第121号
平成21年3月23日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

社会福祉施設等に係る防火対策の徹底及び緊急調査の実施について

3月19日深夜に発生した群馬県渋川市の有料老人ホームの火災（別紙1参照）において死者10名、負傷者1名の犠牲者が出たことは誠に遺憾です。

当庁においては、火災発生後直ちに職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、調査を行っているところです。

今後、類似の火災の発生を防止するために、有料老人ホーム等の社会福祉施設等に対し、特に下記1の事項に留意の上、防火安全対策の徹底を図られますようお願いいたします。また、併せて下記の2及び3により関係部局と連携して緊急調査を行うようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 防火安全対策の徹底に係る留意事項

(1) 火災予防対策の徹底

ア 喫煙等の火気管理が適切になされていること。

イ 火災時において従業者による避難誘導、通報等がなされる体制が確保されていること。

ウ 自力避難困難な者が入所しているものにあつては、その状況を確認し、基準適合性を確認するほか、人数に応じて適切に避難誘導を行うことができる体制が確保されていること。

エ 階段、通路など避難経路が適切に管理されていること。

(2) 消防法施行令改正に係る指導

改正後の令別表第一(6)項口に掲げる防火対象物にあつては、4月1日から防火管理者の選任、消防用設備等の設置に係る基準が強化されていることを踏まえ、経過措置期間中のものにあつても消防用設備等の早期の設置を促進すること。

- (3) 消防法令違反等の防火安全上の不備事項が認められた場合には、重点的に改善指導を図るとともに、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずること。
- (4) 建築基準法令等他部局が所管する法令について違反又はその疑いを発見した場合は、当該法令所管部局への通報を徹底すること。

2 未届の有料老人ホームに対する緊急調査

(1) 調査対象

防火対象物の全部又は一部を消防法施行令別表第一(6)項ロ(消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)による改正後の消防法施行令(以下「改正後の令」という。))別表第一(6)項ロ及びハに掲げる用途に供しているもののうち、有料老人ホームであって、老人福祉法第29条による届出が未届けのもの。

なお、調査の対象については、福祉部局との情報交換等の連携等により可能な限り把握して実施すること。

(2) 調査内容

別紙の調査様式1の各調査内容について調査を行い回答願います。

なお、厚生労働省老健局振興課長から別添1のとおり、国土交通省住宅局建築指導課長から別添2のとおり調査の依頼がなされているところであり、福祉部局及び建築部局と連携を図りながら調査を行うようお願いいたします。

(3) 回答要領

ア 消防本部(東京消防庁・各指定都市消防本部を除く。)

調査様式1(※別途メールにて送付します。)に必要事項を記入の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。

イ 都道府県及び東京消防庁・各指定都市消防本部

調査様式1を活用し、管内各消防本部からの回答をひとつのシートに取りまとめ、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。

ウ その他

各都道府県及び各消防本部は調査様式をマイクロソフトエクセルにて作成し、ファイル名を「〇〇県」及び「〇〇県〇〇消防本部(局)」とし、送付願います。

(4) 備考

ア 集計の関係上、数字データについては、半角で入力し、また、調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないよう願います。

イ 調査様式のエラーチェックについては、1項目に回答が2以上記入されている場合、記入漏れの場合、文字列入力となっていた場合等に表示されることが大半であると考えられますので注意願います。

(5) 回答期限

平成21年4月30日(木)

3 社会福祉施設等のうち入所施設に対する緊急調査

(1) 調査対象

防火対象物の全部又は一部を消防法施行令別表第一(6)項ロ(改正後の令別表第一(6)項ロ及びハ)に掲げる用途に供しているもの(利用者の入所を伴うものに限る)。

(2) 調査内容

別紙の調査様式2の各調査内容について調査を行い回答願います(1により緊急調査を行ったものも含めてご記入ください。)

(3) 回答要領

ア 消防本部(東京消防庁・各指定都市消防本部を除く。)

調査様式2(※別途メールにて送付します。)に必要な事項を記入の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。

イ 都道府県及び東京消防庁・各指定都市消防本部

調査様式2を活用し、管内各消防本部からの回答をひとつのシートに取りまとめ、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。

ウ その他

各都道府県及び各消防本部は調査様式をマイクロソフトエクセルにて作成し、ファイル名を「〇〇県」及び「〇〇県〇〇消防本部(局)」とし、送付願います。

(4) 備考

ア 集計の関係上、数字データについては、半角で入力し、また、調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないようお願いします。

イ 調査様式のエラーチェックについては、1項目に回答が2以上記入されている場合、記入漏れの場合、文字列入力となっていた場合等に表示されることが大半であると考えられますので注意願います。

(5) 回答期限

平成21年5月29日(金)

なお、改正後の令別表第一(6)項ロ及びハの区分毎の総数については、様式2中当該欄のみ記入の上、平成21年4月10日(金)までに回答をお願いします。

総務省消防庁予防課

村井・塩谷・永瀬

(e-mail : d.nagase@soumu.go.jp)

電話 03-5253-7523・FAX 03-5253-7533